会 議 録

会議の名称	平成 25 年度 第 2 回藤井寺市景観審議会
開催日時	平成 25 年 10 月 28 日 (月曜日) 13 時 00 分から 17 時 00 分まで
開催場所	藤井寺市役所 3階 305 会議室
出 席 者	(審議会委員) 増田 昇、大西 慶一、岡山 敏哉、富山 昌克、山本 剛、小野 常 芳、西川 礼子、安井 紗香(敬称略) (欠席者) 佐久間 康富 (事務局及び説明者) 伏見部長、北野次長兼課長、中原課長代理、都市計画担当者
会 議 の 議 題	【1】古市古墳群の緩衝地帯の保全に関わる課題について ・古市古墳群景観形成促進区域の市街地景観について(現地視察) 【2】景観セミナーについて
審議会の資料	【資料1】 次第 【資料2】 議案書
会議の成立	成立
会議録の作成方法	要点記録
記録内容の確認方法	会議の議長の確認を得ている
公開・非公開の別	公開
傍 聴 者 数	0 人
その他の必要事項	

審議内容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)

【司会】

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。 定刻になりましたので、ただいまから第 2 回藤井寺市景観審議会を開催させていただき ます。

わたくし、本日の司会を務めさせていただきます、藤井寺市都市整備部まちづくり推 進課課長の 北野 でございます。

協議会終了まで、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、國下市長よりごあいさつを申し上げます。

【市長】

皆さん、こんにちは。いつも藤井寺の行政にご協力を賜りまして、ありがとうございます。本日は、第2回景観審議会の開催でございます。その冒頭に私のあいさつをさせていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

平素は、本市の景観行政に対しまして、ご指導、ご鞭撻を賜り、本当にありがとうございます。

本日の審議会の主な報告案件として、「古市古墳群の緩衝地帯の保全に関わる課題について」となっております。その後には、委員の皆様に古市古墳群をご視察していただくということになっておるわけでございます。

昨日は国際シンポジウムということで、この景観計画もその中に入っておるわけでございますけれども、緩衝地帯、コアの問題について、外国、国内の専門家の先生も交えまして、様々なお話をしていただきました。しかし百舌鳥・古市古墳群について、景観については一応、問題はないのですが、しかしコアや緩衝地帯の問題について、やはり我々行政がもっと進めていかなければならない問題がいくつもあるということです。その様な、クリアしなければならない問題があるので「これからも非常に難しい問題があるな」と感じました。皆様方にも、この緩衝地帯を、如何にしていくかということについてのご論議も充分にしていただきたいと思います。

平成27年ぐらいには、百舌鳥・古市古墳群については、一定また論議をしなければならない時が来るのではないかと思いますので、それまでにはやはり緩衝地帯、コアの部分について、充分に、どこから言われても説明できる様な形にしていきたいという様に私自身は思っておりますので、先生方もよろしくお願いしたいと思います。

本市では、私たちの身近にある古墳群が世界的に認められ、市民の誰もが藤井寺市を 誇りに思える様に、文化性の高い住宅都市にふさわしい良好な景観づくりを市民や事業 者等と行政が協働で進めていくことを目指しております。

さて、皆様も新聞報道等で既にご存知かと思いますが、国の文化審議会世界文化遺産特別委員会において、文化庁は平成27年の世界文化遺産に「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」をユネスコに推薦することを決めました。文化審議会では、「北海道・北東北を中心とした縄文遺跡群」、大阪府の「百舌鳥(もず)・古市古墳群」、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」を平成27年の世界文化遺産推薦候補として検討してきた結果、今回、3件の中で準備が最も進んでいるとして、長崎が選ばれたものでございます。一方、内閣官房有識者会議が推した「産業革命遺産」との絞り込みの結果、世界文化遺産国内候補には、「明治日本の産業革命遺産九州・山口と関連地域」に決定したものでございます。

本市では、大阪府、堺市、羽曳野市と共同で、百舌鳥・古市古墳群の平成27年の世界文化遺産登録に向け、今年度のユネスコへの推薦をめざして、本年6月4日に世界遺産登録推薦書原案を文化庁に提出したわけでございますけれども、これはまだもう少し論議をする必要があるということで据え置きをされ、もう少し論議をした上で、もっと成熟した内容のものを持ってきていただきたいという、文化庁長官のお話でございましたので、我々としてはそれを真摯に受けて、もう一回やり直そうということでございます。皆様方にも、この様なことでご認識をいただき、我々と一緒になって、世界文化遺産登録に向けての課題となりますコアや緩衝地帯の問題について、充分に論議をして、世界遺産、ユネスコに申請をさせていただける状況に持っていきたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

先生方には大変ご苦労、ご面倒をおかけするわけではございますが、我々としては、 非常に難しい問題ではあるけれども、これをクリアしてゆき、世界遺産に登録したいと いったことですので、是非、この件についてのご理解を賜り、よろしくご審議をお願い したいと思います。

何卒よろしくお願い申し上げます。

【司会】

ありがとうございました。

それでは、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと思います。

第 2 回景観審議会の資料といたしまして、会議次第と議案書を送付させていただいて おります。資料に不足等がございましたらお申し出ください。

それでは、これより当審議会は、藤井寺市景観審議会規則に基づき、運営させていただきます。

なお 佐久間委員は、本日所要のためご欠席となっておりますのでご報告申しあげます。

本審議会は、9名の委員で構成されております。

本日は、9名中8名の委員のご出席をいただき、2分の1以上に達していますので、同規則第3条第2項の規定により本審議会は成立していますことをご報告いたします。 それでは、お手元の会議次第に基づき進めさせて頂きます。

恐れ入りますが、市長におきましては、この後、公務がございますので、まことに失 礼とは存じますが、ここで退席をさせていただきます。

【市長】

(公務により退席)

【司会】

それでは、会長議事進行よろしくお願いいたします。

【会長】

皆様こんにちは。

第2回でございます。

先程も市長様の方からご挨拶がございましたように、世界遺産登録に向けて、コアという墳丘と、堀の周辺部分の外側に緩衝地帯を設けなければならないことになっておりますが、その緩衝地帯を、具体的にどの様な形で景観規制あるいは都市計画上の規制をかけ、古墳と共生する 1 つの景観を守っていくのかということについての論議が必要になってきております。

特に、平成27年に一定の動きをしたいとなれば、規制についてもあまりのんびりとは議論していられない為、ある決断をしていかなければなりません。

本日はその点を踏まえ、市街地と古墳群の緩衝地帯の保全に関わる課題についてご説明をいただき、その後、現地で確認を行いまして、この会議室に戻ってきてから、意見交換をさせていただくということが一点目。

もう一点は、委員の皆様方にもご足労をおかけするとは思いますが、せっかく景観計画が出来上がりましたので、これを市の中で、市民の方々に普及啓発をするということで、景観セミナーというものが予定されておりますので、それについてもご報告あるいは、ご意見の交換をさせていただくという、この二つの案件で進めてまいりたいと思います。

まず、審議会の運営につきまして、会議の公開について、お諮りをしたいと思います。 事務局からの説明を求めます。

【司会】

本審議会は、藤井寺市審議会等の会議の公開に関する指針により公開で行われます。なお、議事録作成のために録音をさせていただきますことをご了承ください。

委員の皆様のご発言につきましては、委員の氏名は非開示として、作成いたしました 議事録を事前に会長にご確認いただいたうえで、公開させていただきます。

【会長】

事務局から説明がありましたが、この審議会は原則公開となっています。

今回の案件につきましても、公開とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

(異議なしの声)

【会長】

異議なしとのことでありますので、会議を公開として進めてまいります。 傍聴者の方がおられましたら、入室を許可します。

【司会】

本日の傍聴人は、おられませんことをご報告いたします。

それでは、おられないとのことですので審議会を進めます。 会議次第に基づき、議事を進めてさせていただきます。

それでは、報告案件(1)の古市古墳群の緩衝地帯の保全に関わる課題について、事務局より報告を求めます。

【事務局】

それでは、古市古墳群の緩衝地帯の保全に関わる課題について、パワーポイントを用いまして、説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、前方のスクリーンをご覧ください。着席をして説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日、ご視察をいただきます。

- 1. 古市古墳群景観形成促進区域の市街地景観についてと
- 2. 緩衝地帯における建築物の形態意匠制限について説明をさせていただきます。

これは、本日の視察経路を赤線で示しています。

市役所を出発いたしまして、主だった構成資産と資産近傍の市街地景観をご視察いただきます。

地図の右上の青色の円で囲っております允恭天皇陵古墳の西側地域につきましては、 用途地域は近隣商業地域に指定をしております。また、南北に走る旧国道 170 号線東側 には、事務所ビルやマンション等が 4 棟、西側にマンションが 1 棟建築されています。

つぎに、地図の左上の赤色の円で囲っております津堂城山古墳と中央下の黄色の円で囲っております墓山古墳の 2 か所の資産近傍は、用途地域として第1種低層住居専用地域の設定がなされておりません。

これらの地域は、緩衝地帯として一定の規制導入が必要と考えられます。

つぎに緩衝地帯における建築物の形態意匠制限について、ご説明いたします。

まず、はじめに、緩衝地帯の基本的な考え方として、資産を取り巻くように、赤色の破線で囲った資産近傍(A)と、資産近傍(A)をまとめて包含するように、紫色の線で囲った周辺市街地と接する地帯(B)に設定します。

これは緩衝地帯を断面方向で表したイメージ図でございます。 資産近傍(A)は、建築物等の高さは墳丘の高さを超えないとしています。 周辺市街地と接する地帯(B)は、墳丘見かけ高さを超えないとしております。

つぎに高さ制限と制限対象規模ですが、①建築物等の高さ制限については、「資産近傍(A)では、用途地域としての第一種低層住居専用地域あるいは風致地区と同程度の制限とし、周辺市街地と接する地帯(B)では、資産の見かけ墳丘高さを超えない範囲で、制限を設定する。

つぎに②建築物等の形態意匠制限については、「資産近傍(A)で厳しく、周辺市街地と接する地帯(B)で緩やかな制限」との緩衝地帯の考え方に基づき、高さ制限を踏まえたうえで、制限対象規模の設定が必要となります。

形態意匠制限については

資産近傍(A)は、小規模建築物についても古墳の豊かな緑と調和した色彩とし、周辺市街地と接する地帯(B)は、中規模建築物について、資産近傍(A)と緩衝地帯外との緩衝となるよう、色彩に配慮する。

以上が、緩衝地帯の保全のための形態意匠の制限についての説明でございます。今後は、都市化された市街地景観に対して、実効性のある規制を検討していくことになろうかと思われますので、ご報告をさせていただきました。

【会長】

よろしいでしょうか。

これから世界遺産の登録に向けてということにつきまして、本日、これから現地視察に行きますが、この青丸の部分には近隣商業地域がかかっており、既に 20m~30mを超える建築物があります。

橙色と黄色の部分について、(A) ゾーンはあまり大きな問題はありません。むしろ市街地近傍と言われている(B) の部分で、ある一定の高さの制限が導入され、既存不適格建築物等があるという状況です。

【事務局】

(A) ゾーンについて、第一種低層住居専用地域もしくは風致地区程度の規制をかける必要があるのではないかと考えております。

【会長】

そうですね。これを仮に適用しようとするならば、具体的にどの様な問題が発生しているのかということを、本日は現地を踏まえ確認をしながら、見ていただこうと思います。

特に現場では、この様な課題があるのではないかというものを、皆様方に、具体的に ご説明をいただければ、後で会議室に戻った時に様々な議論の手掛かりになるかと思い ます。

それでは、ただいまから現地視察を行います。 事務局よろしいでしょうか。

【事務局】

一階の正面玄関にマイクロバスをご用意いたしておりますので、移動の方よろしくお願いいたします。視察には、藤井寺市文化財保護課長が同行いたしまして、世界遺産の

構成資産等についてのご説明をさせていただきます。

1:30 (現地視察へ出発)

5:00 (現地視察から帰着)

【事務局】

現地視察から帰ってまいりましたので、古市古墳群の緩衝地帯の保全に関わる課題について、ご意見いかがでしょうか。

画面の青い部分が允恭陵古墳で、皆様が先程ご覧になったマンションが4棟ほど、堤の上に建設されているわけです。また、道路を挟み、分譲マンションが建っています。

先程ご覧いただきました津堂城山古墳の周囲には 6 階建程度のマンションが建っていますが、同じ程度のマンションが 3 棟ほどあります。もう一点、コスモスが咲いていた堀の外周道路の周囲について、一番最初に見ました仲哀陵古墳は、第一種低層住居専用地域に指定をしている為、建物の高さが低く抑えられていたのですが、この津堂城山古墳の周囲は、第一種住居地域や第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域といった、低層住居ではない地域を含んでいる為、資産近傍(A)のコントロールの必要性がある地域となっております。

同じ様に、最初の方に見ました、仁賢陵古墳、野中宮山古墳、応神陵古墳の三角形になっている部分の用途としては、住居系の用途ばかりで第一種低層住居専用地域の指定がないこと、また、外環状線及び堺羽曳野線という幹線道路が入っている為、その道路沿道には既に数棟のマンション等が建っている状況です。

この様な感じで、真ん中の茶色い丸い部分が資産ということで、その資産の周りに資産近傍(A)という、厳しく規制をするエリア、その(A)を取り巻く様に、緩やかに規制する(B)という部分。(A)と(B)という部分に対して、その古墳に相応しい色で制限をかけていく必要性があるということで、今回視察をしていただきました。

【会長】

よろしいでしょうか。なにか今のあたりでご質問、意見等ございますでしょうか。

【委員】

いくつかあります。本日の進め方についてですが、景観計画を受け、政策を展開する上で、こういう方法があるのではないかという提案に対して、審議をするのですか。

審議というより、まだこの様なことが考えられているという報告の段階です。

【委員】

その大きな方向について、何点か、意見を述べさせていただきたい。

1つ目は、本日、事前にいただいた議案書の9ページについて、「全体的な緩衝地帯の保全に関わる課題」という資料です。

その中の全体的な課題について、資産の価値を守るという観点の説明というのは規制 手法に対する説明という意味ですよね。その資産の価値を守るということが、どういう ことにあるのかということをまず疑問に思いました。

それを見て、10ページのA3横長の部分で、「価値を守る」ということに対して、資産近傍の黒点の2つ目についてです。

巨大性への負の影響を防ぐということが書かれておりますが、それが目的であれば方法として、ゾーンの規制、高さ制限があるのではと考えます。

資産の価値を守るという部分について、特に市民にとっての価値はこれだけなのかと 疑問に思いましたので、価値というものについてもう少しご議論、ご検討いただきたい。 墳墓と史跡の違いはここには書かれていません。

史跡というものはオープンスペースとしてレクリエーションに使われている部分もありますね。市民にとっての価値というものは、そういうものも含まれるのではないかと思います。

ですから、墳丘に上ったビューポイントとしての景観あるいはウォーキングマップの様なものをつくり、今回シークエンス的に景観を楽しむということも景観の1つとして、市民にとって、散歩をする等の生活に結び付く様な景観もあるのではと考えます。

ゾーン的な規制も巨大性を強調し、守るということは良いと思うのですが、レクリエーションや市民の生活に密着した景観の在り方について、手法としてどの様に捉えていくべきなのかという様なことを思いました。

また、全体的な資産の価値を守るということについて、巨大性だけではなく、もう少し何かあるのではないかということを検討してほしい。その目的によって手法も様々に変わってくるのではないかと思います。

もう一点、その手法について、高さ制限でゾーン的な規制はありますが、もうひとつは視点場。この斜めの線が入っている、墳丘見かけ高さを超えない視点場のとり方等を 即地的に検討しなければ、あの様な単純な断面図では示されないのではと考えます。

その際、その視野についてですが、視線の高さとその広がりについて、平面的なものも 合わせて規制しなければなりません。

例えば正面の墳墓の向こうに建物を規制しても、横の堀からは建物が見えます。つまり視野をどの様に設定するのか等、視点場やビューポイントについて、即地的な検討が必要なのではないかと思います。それを1つの手掛かりとして、ゾーンの規制や、シークエンスを形成する際の視点場をどこにとるかというポイント、更に視点場の動きを検討していただき、規制手法を提案していただきたいと思います。

【会長】

ありがとうございます。

具体的に、どの様なスケジュールで検討が進んでいくのでしょうか。

本日は、どちらかというと学習や現状認識に近いですが、平成 27 年の資産登録に向けてという話からいうと、いつ頃本格的に議論をしなければならないのでしょうか。

【事務局】

スケジュールとしては、およそ 2 年の間に目指す方向性を確定させ、関係する法整理を行い、今後、現状よりも悪くはならないという方向性を示す必要があると言われています。

今回、スライドで見ていただいた資産近傍(A)というものは、世界遺産でいうところの 緩衝地帯といいます。緩衝地帯のない世界遺産はありませんので、ゾーニングとしては、 緩衝地帯は必ず必要です。

ゾーニングについては、資産の周囲は厳しく、資産Aというゾーニングの周囲は若干緩くということがほぼ決まっており、あとはその厚みをどれだけとるのかという部分と、厚みのない部分があってもそれは容認されるのか、また、均一にないといけないということになるのかという部分が、国際専門家会議の中の都市計画の専門家や、考古学の専門家が種々議論をしていますが、なかなか意見が噛み合っておらず「こういう都心部にあるのだから、緩衝地帯を取れ」と言われても、物理的にとれないところもある為「もうこのままいってはどうだ」という意見もある一方で「ある一定緩衝地帯というのは、都市計画としてこれだけ世界に向く遺産があるのだから、規制はかけるべき」という都市計画の先生の意見もあります。

視点場を何か所かに固定したいと考えている理由は、古墳全周にわたって何カ所も視点場をつくると、どうしてもクリアできない視点場が出てくるということがあり、巨大性を特徴としている古墳の為、その巨大性を利用して、ここからであればどこにも阻害物がないという様な数か所の視点場を作ってはどうかとの意見です。

ただ、これについても、都市計画ならびに専門家の皆様のご意見として「周回してもらって初めて世界遺産の古墳を見て回ることができる」ということからいうと「ビューポイントは周回部分全てに無いとおかしい。特定の場所からのみまともに見えて、それ以外のところからは見えない設定の仕方はおかしいのではないか」という意見はあります。

いまは、現状よりも悪くならないということ。「世界遺産の登録をした暁には、徐々に良くはなっていくが、今よりは悪くならないというのが当面の目標でいいのではないか」という様なことを、現在、専門家会議等で議論しているところでございます。

【会長】

整理していただきたいのは、世界遺産という話と景観審議会という話は、本当は全く 違う次元のものということです。

基本的には、世界遺産の登録に向けて景観法を使うという、いわゆる方法論なんです。 しかし景観法というのは単に世界遺産の為だけにつくられている法律ではない為、市民 生活にとってどう考えるべきかという、もう一歩違う枠組みなんです。その辺り、世界 遺産の為だけに景観審議会で、様々な規制内容を議論して、市民にそれを諮るというこ とは非常に難しい話で、もう一方で景観法そのものが持っているもの、要するに、景観 法の運用の仕方を議論しないといけないので、世界遺産で言われている条件とは一体ど ういう条件なのか。それは景観審議会の中でフォローできる部分とフォローできない部分の議論をしないといけないので、全てを世界遺産のみで議論するわけにはいかない。その辺りがどうも混合しているので、世界遺産登録イコール景観法の運用ではないということをきっちり整理をしていただくということを、市の内部で認識を持っていただきたいということです。

そうしなければ、方法論として景観法を使うという話になると、逆転した議論になりますから。

その為には、市民の方々に合意形成の時間、期間というものがないと前に進んでいかないと思いますので、その辺りのスケジューリングはかなり重要で、しっかりしていかなければなりません。

1カ月のパブリックコメントだけで、さっと通さないといけない様な事態になってしまうと、本来の景観計画の主旨からいうと、反対に不具合が発生したりしますので、その辺りのスケジュールを考えておいていただきたい。

【事務局】

先程、事務局が説明した様に、やはり、その様な一定の都市計画等の手続を踏んでいくだけで終わりという形ではできません。必ず反対運動が出てくると思います。

景観審議会の他に都市計画審議会等の別の問題。基本的には地元に住む方や地元地区、そういうところを抜きにしては絶対に成り立たない話です。

つまり、片や世界遺産では2年を目処にという話もありますが、それを成立させるためには必ず「地元」というキーワードが入ってきます。それをどの様に説得するか、どう成熟させるかということについて「そもそもの景観とは…」というところから入らざるを得ないと思います。

【会長】

その様な課題があるということですね。

その点を見誤ってしまうと、スケジューリングが大変窮屈になってしまい、やけくそになってしまうと、我々審議会としては非常に心が痛みますので、その辺りのスケジュールをきっちりとしてほしいと思います。

【委員】

結局は、古墳の周りに住んでいる方がどの様に誇りに思い、未来に向かっていくかということです。

本日の視察の中で、欧米と比べて洗濯物が気になりましたが、結局のところ、周りに住んでいる方々自身も、有機的な資産です。要するに、このマンションは邪魔だからどけてよというのではなく、住んでいる方々が誇りを持っていれば、どうすれば、お金を使わずとも景観に入るようにできるのだろうと考えます。

やはり意識改革の啓発が一番大切だと感じます。周りの方々それぞれが意識するというところからなのではないかと思います。

世界遺産としては、墳丘の上からの眺望性というのは、あまり意識されていないと思いますが、本日、実際に見てみると、市域全域を見渡せるわけです。つまり、(A)(B)ゾーンだけではなく、古墳のある都市として、藤井寺市の景観の品格あるいは住宅都市としての魅力性のアップの為に、ひょっとしたら(A)(B)ではない、市全域の中で、今まで我々が議論をしてきた景観計画等すべきことはないのかという様な議論を、一方の方ではしょうがないという意見…。

【事務局】

世界遺産の会議の中ではそういう話もあります。ですから、バッファゾーンだけでもないでしょう。

【会長】

そうそう。それはひょっとしたら藤井寺の 100 年の都市戦略として、魅力や誇りの向上に繋がっていく。その様な議論をしなければなりません。

【委員】

そうですね。

言いたかったのは、全体的な課題を世界遺産の為にということに特化させるのではなく、もう少し視野を広げて、資産の価値とは何かということを検討すべきではないかということです。

10ページの資料を見たら巨大性しか書いていない為、少しこれは絞り過ぎではないかと。

【会長】

ここに書かれている資産というのは、世界遺産から見た資産であり、景観政策という 視点から見た資産ではないということです。

【委員】

それが最も良く言い表していますね。

【会長】

その辺りをもう少し我々は議論をしないといけません。

【委員】

おそらく焦っているのではないかと思います。

【事務局】

その様なスケジューリングですが、ただそれをしようとした時に必ず世界遺産という ものが大きなハードルになります。

【会長】

この景観審議会は、市民と世界遺産との狭間にあるわけですから、我々が、責任を持って議論しないといけないわけです。

他にはいかがでしょうか。本日は、およそその辺りの認識をきっちりしておけば良いかと思いますが、どうも狭間に入っている様ですから。

あまり世界遺産ばかりのピンポイント的な議論に引っ張られていけば、本来の景観審議会の役割が弱まってしまい、かといってあまりそちら側の足ばかり引っ張っていると、世界遺産は動かなくなりますから、その辺りの話を我々は認識しなければならないということです。

【事務局】

資料1に横長をお付けしていますが、世界遺産の方でこういった規制の手法を検討しているということも出てきた為、景観審議会の方で一度現地を見ていただき、こういう方向性を検討しています。

世界遺産のみにフォーカスを当てるのではなく、もっと広く「市民にとっての景観とは何か」という部分も含めて、広い視野で検討していかなければならないと思います。

ただし、景観計画をつくる段階からも、屋根や外壁はどうするのかという部分や、外壁について、個人住宅はどうするのかいう部分については、場所は指定していませんが、 景観重点地区ということで、住民の皆様に同意をしていただき、厳しい規制をかけていかなければならないという様な話ですが、まさしくその部分については、今後、議論をしていただくことになってくるかと思います。

【会長】

はい、ありがとうございます。その様な認識でよろしいでしょうか。

【委員】

今、実際に問題になっている様なものはあるのですか。

【事務局】

あります。

【委員】

それは、私権を制限することになる為、今からやり直してくれとは言えません。これを決めた結果、そのことについては現実にはどの様に運用されるのですか。

【事務局】

例えば、色の規制という部分について、現在、藤井寺市の景観計画では大規模な建築物にのみ規制をかけていますが、これを資産近傍(A)といわれる、世界遺産となるような古墳の周りについては、小規模な建築、戸建住宅を規制の対象に入れるならば、例えば允恭陵古墳周辺景観重点地区という様な、景観重点地区に指定し、その中の戸建住宅の外壁については、使える範囲を絞り、既存不適格の為、つぎに直される時には、決められた色の範囲で塗り替えをお願いしますということで、ある一定の制限をしていくという方向性は必要ではないかと考えております。

【会長】

基本的には、既存不適格に対して改善命令や除却命令は出せません。

次の建築行為が発生した時に、新しい基準に合わせてくださいということ、つまり改築する場合や増築する場合、建て替える際に、その基準が適用されるということです。

【委員】

棋図かずお先生のまことちゃんハウスの様な建物は建てられないということですね。

【会長】

新規には、既に建築されている建物を除却しなさい、塗り直しなさいという命令は出せません。

【委員】

先程のキーワード、「住民の誇り」というのをまずどうにかしなければなりません。

【会長】

その通りです。

元々我々は景観審議会をスタートし、景観計画、景観条例を作ってきましたが、一方で市民全体にとっては、景観ということに対して、ある日突然言われても、何のことかいまいちピンと来ませんので、どれだけの意識を持ってもらうかという啓発活動は、常にやっておかなければなりません。

【委員】

それがその景観セミナーになるということですね。

そうですね。それが次の議題に繋がっていくのだろうと思います。

これは当初から景観計画を通じて皆様と議論をしていた時から、やはり役所の内部に積んで置くものではなく、皆様方に意識して知ってもらうものだということです。

そんなところでよろしいでしょうか。

それでは、報告案件(2)の景観セミナーについて事務局より報告を求めます。

【事務局】

それでは、景観セミナー(案)について、ご説明いたします。

景観まちづくりセミナーの案でございます。

平成 26 年度は、3 回開催を予定いたしておりまして、時間は午後 6 時半からで、1 回目は 90 分、 $2\sim3$ 回目は 60 分程度としております。

一回目のセミナーにつきましては、冒頭に 15 分程度、市の方から景観計画について簡単に説明をさせていただきます。

また、講師につきましては、委員の皆さまにお願いいたしまして、これは、事務局案 でございますが、

1回目はB委員に、「景観を活かしたガーデニングについて」、

2回目は建築士会等から講師の派遣をしていただき、「建物の色彩を規制してまちをつくるについて」、

3回目はC委員に、「毎日の生活に彩りを添える色彩について」

このような内容での考えております。

具体的には、来年度に講師の方とご相談のうえ内容とタイトルについては、決めさせていただきます。

【会長】

ありがとうございます。

ただ今の説明に対して、ご意見いかがでしょうか。

この様な形でB先生、C先生にはお手数をおかけしますが、せっかく景観計画を作ったのですから、市が「こういう方向を皆で目指しましょう」ということに対して、少しでも皆様で合意し、目標を共有する機会にしたいということです。

他に、何かお気付きの点ありませんか。

【委員】

できれば第 2 回のテーマで制限の方を考えられると良いかと。「色彩を調和させてまちをつくろう」等の前向き発展のプラス側の思いは、「規制して…」と言われると、マイナス側に捉えてしまうので、如何にも私達がやりたくなるようなテーマで考えていた

だけないかと思います。

【会長】

特にB先生、C先生には、もう少しアピールするような形で、自分の好きなタイトルを付けていただいた方が良いのではないかと。

【委員】

了解しました。

【会長】

おそらくB先生には集客力があるでしょうから、市の政策の概要等を少しばかり市の 方から説明していただくことも大事かと。

【委員】

定員というのはどの様に決められたのですか。

【事務局】

この 305 会議室をベースに考えており、2 回目については内容が[建物の色彩を調和させて町を…]という固い話題になっている為、25 名程度かと。

そして第1回については、B先生…、日頃から緑化の方で様々なご講演をされており、かなりの人数が来られるということをお聞きしておりますので、別会場を設けるか、人数を調べた後、もう少し大きい部屋を用意しようかと考えております。

【委員】

せっかくの機会ですからあまり限定せずに…。

【委員】

これはあくまでも藤井寺市民だけですか。

【事務局】

1回目は藤井寺市の景観計画の…させていただくので、できればエリアを限定したいところ…。

【委員】

それはそうですね。ただ、編集長に言うと、花と緑のイベントを無料で載せてもらえ

る場合があります。

趣味の園芸講師をしていると話したら、ある程度「こんなことをやってるよ」ということを全国紙等で無料で宣伝することができるので、これはやり方書き方次第かと思います。結局広告料を出す場合、多額の費用がかかりますよね。「無料で商品提供をします」等のやり方でも、商品の宣伝ができます。この様なことを 20 年も書いていれば、如何にお金を使わずに宣伝できるかということを知っていますので「こんなイベントを無料でやります」ということを予め言って載せられれば、来るか来ないかは別ですが、ただ「藤井寺市はこんなことやってるんだよ」ということを全国に知らせることができますよね。それは書き様、言い様次第なんですよ。

【会長】

そういう波及効果があるということが良いと思いますね。

【事務局】

とりあえず、どの程度の集客があるのかはわかりませんので、その辺りの相談もさせていただき、いずれはするわけですから、数は多い方が良い。会場の大きさには縛られずにいきたいと思います。

【委員】

呼ぶ人数ではなく、いかにしてマスコミに取り入るかということを、今、私は提案させてもらってたんですけれどね。

【事務局】

それをPRしたらやはり藤井寺市以外の方が来られて…。

【委員】

実際、何回もやらなければ、市民には伝わらないと思います。ただ「藤井寺市はこんなことをしています」というところを上手に全国紙に載せられれば、気になった人達は後で問合わせをくださいます。これに出したからと言って、何百人何千人も来るという問題ではなく、あくまでも無料で上手にマスコミを使っていった方が良いのではないかというイメージです。

【会長】

市のアピールとして見た場合、非常に大きな効果がありますね。

【事務局】

逆に「藤井寺に住んでみたいなあ」という、そんな感じになるかもしれませんね。

【事務局】

エリアでのご紹介というのは非常にありがたいので、そういう方向性でいきますが、 キャパシティーの問題もありますので、少し人数は絞り込ませてもらう必要性はあると 思いますが、広く無料でコマーシャルできるということは非常にありがたいことです。

【委員】

前回も写真を提供していただき、サンテレビの番組では、上手い具合に藤井寺市の景観の写真をいただきました。

【事務局】

藤井寺市の商店街もたくさん撮影し、紹介をしていただきました。

【委員】

街並みを見せて、世界遺産に取り組み…、さらっとしか言えませんが、しかし、何か 入れておけば、見ている人は見ていますからね。

【会長】

それはありがたいことと思います。

【事務局】

また、相談させていただいて…。

【委員】

はい。ただ、3~4カ月前にはもう完成しているので、その点だけよろしくお願いします。

【事務局】

2月ぐらいですか。

【委員】

そうですね。年明けぐらいですね。

【会長】

他に何かお気付きの点ありますでしょうか。

一方で、しっかりした啓発活動、目標を皆で共有していくという作業をやっておかなければ、ある日突然、世界遺産というものが降って湧いたという話になると、やはり違和感があり、ギクシャク感が残るでしょう。

観光都市である京都の様に、ダイレクトに観光という生活行為に繋がっていればまた 話は別ですが、今まであまりそういう行為がなかった市ですから。

【委員】

少し論点から外れているかもしれませんが、世界遺産という視点で捉えても、市内部に対する関心度の喚起の仕方が上手くない。というのも、あの様なシンポジウムをやっても様々な喚起法がありますが、一般市民の関心がほとんど喚起できていないんですよ。 我々は、こういう関係で活動している人を中心に考えているでしょう。

先程B先生がおっしゃった中で、大変良いなと思ったのは、市外からも参加してきてるということですが、その意識でいくと、市民の人から喚起の仕方が出ると思う。僕が今できるだけ多く外部と連携をとっている理由は、外部からこんなことが来るということで、最近、初めて我々の活動が市民に評価、応援をしてもらえる様になったんです。市内の人のみにいくらやっても「あいつら好きでやっとんねん。こんなん俺ら前から知ってるわ。」とかこんなものです。ところが大きな文句を近鉄の情報誌等に載せたり、読売に載せてもらったりすると、想像しない様な人まで、どこからともなく来るんですよ。そういう取り組み方を、世界遺産に限定するのではなく、この景観条例についても、世界遺産の取り組みがあって「こういうことを始めているんだな」ということを市内の方にも波紋を広げる機会になるのではないかと思います。

【委員】

いつかコラボレーションしたら良いですね。

要するに、こういう遺跡等を案内する際、私はそこに咲いてる花の説明をし、両方のお客さんを引っ張ってくるということです。両方のファンを増やす様に。

21世紀は、単発勝負ではなく複合型の時代に入ってきたので、何か上手いものを見つけ、両方やるという…。リピーターを増やすぐらい、お客さんを満足させれば良いわけですよ。

【委員】

昨日もありましたが、名古屋や大津の様な遠方から、お一人やお二人で、広告を見て、この古市古墳群を知りたい為に、参加してくれています。「10時30分ぎりぎりになりますけれどいいですか。」と言われた為「お待ちしております、あなたが来るまで最終の出発待っていますから。」と言ったら二人、名古屋から駆けつけてくれました。

この様に、やはり何かを通したら、数は少なくとも反応はあります。そしてそういう人が来たことを府内の人に言うと、大変驚くんです。外部へ向けることで、市内の人の関心を見てもらう。特にこの景観条例というのはあまり市内の人は面白いと思ってないと思うので。

【委員】

本日の視察中、市民の方が「これは何の行事ですか。」と質問されました。こういうことを広げていくと、意識も大きく変わってくると思います。

【委員】

何度も言うように、景観審議会イコール世界遺産ではありませんね。

【委員】

藤井寺とはそういうまちなんだという認識を、少しずつ深め…。

【委員】

本日お話を聞いていて、本当に行きたいと思いました。

時間を見つけて行こうと思いました。それくらい楽しかったです。素通りしていたのに、これでは駄目だと思いました。

【委員】

車で移動していると、前を通るだけですからね。7階に皆様が来られた際、どこもかしこも古墳ですから「向こうに見える古墳やこちらの古墳は…」とご案内はできませんでした。また帰りに見てください。今回は私、しっかりと語りますから。

【委員】

本当に大事ですよ。

自分達の持っている資産というものは、内部からではなかなか気付かない為、外部から「ここにこんな良いものがあるじゃないか」と言われると、はっと気付くことがあります。まちづくりというのは、内部のエネルギーだけでは限界があり、外部からの刺激やお褒めの言葉の様なものがないとまちづくりとは展開していきませんので、その両方がいるわけです。

【会長】

はい、ありがとうございます。貴重なご意見をいただきました。

本日は是非ともそういう感覚で帰っていただけたらと思います。

本日予定しておりました案件というのはこれぐらいかと思いますが、この際、何かございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、その他として何かありましたら、事務局より報告を求めます。

【事務局】

平成25年度のこれまでの経過と今後の予定について、簡単にご報告いたします。

これまでの経過でございますが、景観審議会の方で、景観計画につきましてご承認いただきまして、6月28日に景観計画策定の告示をいたしました。周知期間をとりました後、10月1日から景観計画を施行し、景観条例を全面施行いたしております。

今後につきましては、世界遺産側の動きにより、報告案件等があれば1月から2月頃に審議会へのご報告を予定いたしております。

【会長】

ただ今の報告に対して、ご意見いかがでしょうか。

例えなかったとしても、1回くらいはやっておいた方が良いと思います。

例えば世界遺産で出てくる価値観と、市民目線、市民生活から見た価値観とは、完全 に違うわけではありませんが、全く一緒というわけでもないので、議論は少しでもして おいた方が良いと思います。

世界遺産も視野に入れながら、我々は一体どの様な規制内容を考えていけば良いのかという議論は、意見交換をしておいた方が良いと思います。あまり向こうのスケジュールにばかり引っ張られずに。

はい、どうもありがとうございました。だいたいよろしいでしょうか。

では、これで平成25年度第2回景観審議会を終えたいと思います。

皆様ご存じのことと思いますが、審議会とは付議諮問ばかりの話になるとあまり議論 はできませんよね。法的に満足しているかどうかということですので。

今回の様な意見交換は報告案件の際にできますので、世界遺産絡みに関しては極力報告案件で挙げていただいて、様々な意見交換をできるようにしていただけるとありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

【司会】

会長におかれましては、議長をお務めいただき、ありがとうございました。また、委員のみなさんにおかれましては、ご意見をいただきましたことに、お礼を申しあげます。 本日は、どうもありがとうございました。